Air ソーラー区市町村導入支援事業助成金交付要綱

（制定）令和８年９月 10 日付８都環公地温第 4411 号

（目的）

第１条　この要綱は、Airソーラー区市町村導入支援事業実施要綱（令和８年７月24日付８環気計第471号。以下「実施要綱」という。）第８　３に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するAirソーラー区市町村導入支援事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

（助成対象事業）

第３条　助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第４に規定する事業であって、次の要件を満たすものとする。

一　第５条に規定する助成対象設備から得られた電気及び環境価値を都内需要地で消費する事業であること。

二　需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること。

（助成対象事業者）

第４条　本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第５に規定する者とする。

２　区市町村等と連携して Air ソーラーを設置する発電事業者は、助成対象設備の所有者が、当該設備から得られた電気の使用者（以下「使用者」という。）に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与えることとする。なお、ここでいう使用者とは、当事者間で合意した当該設備の契約料金を所有者に支払う契約等を締結するものを指し、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　当該契約からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該設備の使用に伴って生じる費用を実質的に負担するもの。

二　本助成金の利益を受けられるよう、契約料金から助成金額相当分が減額されていること。

（助成対象設備）

第５条　助成対象設備は、実施要綱第４に規定する設備とする。

（助成対象経費）

第６条　本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第６に規定する経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の経費は助成対象経費としない。

一　金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができる。）

二　過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

三　事業者等からの還付等に伴い、助成対象事業者が実質的に負担していないとみなされる経費

四　事業が完了した日（助成対象設備の設置に係る工事完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日のことをいう。）以降に交付申請した経費

３　前２項の規定にかかわらず、区市町村等と共同して助成対象事業を実施する発電事業者が助成対象事業者の場合は、次の経費は助成対象経費としない。

一　第９条第１項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費（ただし、令和８年７月 24 日から同年９月 30 日までに契約を締結し、かつ同年 10 月 31 日までに第８条の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費については、当該経費を助成対象経費とすることができる。）

二　助成対象事業に係る消費税及び地方消費税

４　助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者（第８条第２項に掲げる共同で申請を行う者を含む。）の自社製品の調達等に係る経費がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

（助成金額）

第７条　本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、実施要綱第７に規定する金額とする。

（交付申請）

第８条　本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書（第１号様式）その他の別表第１に掲げる書類を公社に提出するものとする。

２　前項の規定による申請において、発電事業者と連携する交付申請者は、発電事業者と共同で申請を行わなければならない。

3　第１項の規定による申請は先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。

4　前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に受理した件数で除した金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着１件当たりの上限額とする。

5　公社が受理した申請書類に不備がある場合、交付申請者に修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を取下げたものとみなす。

（交付決定）

第９条　公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受理した場合は、当該申請の内容について審査の上、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付を決定する。

2　公社は、前条の申請をした交付申請者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第４号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。ただし、区市町村等と共同して交付申請を行う事業者は、当該区市町村等に遺漏なく提出すること。

3 前項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける交付申請者（以下「助成事業者」という。）のうち、区市町村等が助成事業者として申請した場合は、助成金交付決定通知書を受領したとき、公社が認めた場合に限り、助成金交付請求書（第11号の２様式）を公社に提出することができる。

（交付の条件）

第 10 条　公社は、前条第１項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一　本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第２項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二　公社が第21条第１項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三　公社が第 23 条第１項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 24 条第２項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 25 条第２項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四　公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうと

するときは、遅滞なくこれに応じること。

五　Air ソーラーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から事業内容や発電量等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力すること。

六　都又は公社が Air ソーラーの普及拡大に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、協議の上、これに同意すること。

七　インターネット等の利用により、設置した Air ソーラーの概要、設置場所、設置目的、他の事業者の Air ソーラー導入の参考となる情報及び助成事業者が行う取組を公表すること。

八　助成事業の実施に当たり、本要綱その他法令の規定を遵守すること。

２　公社は前条第１項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前条に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（契約等）

第 11 条　助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、Air ソーラー部を除き、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

（申請の撤回）

第 12 条　第９条第１項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第２項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第６号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

（事業の承継）

第 13 条　助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継届出書（第７号様式）を公社に提出しなければならない。

２　公社は、前項の規定による届出を受けた場合で、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切でないと認めたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業の計画変更）

第 14 条　助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更届出書（第８号様式）を提出しなければならない。ただし、公社が軽微と認める変更については、この限りでない。

一　助成事業の内容を変更しようとするとき。

二　助成対象経費の金額や内訳を変更しようとするとき。

2　第１項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合は、公社が認める期間までに行うものとする。

3　公社は、第１項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

4　助成事業者が、前項に基づき計画変更を是正しないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第 15 条　公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（事業者情報の変更）

第 16 条　助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第９号様式）を提出しなければならない。ただし、公社が軽微と認める変更についてはこの限りではない。

（債権譲渡の禁止）

第 17 条　助成事業者は、第９条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第 13 条の場合を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りでない。

（事業の中止又は廃止）

第 18 条　助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）届出書（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。

2　公社は、前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（実績の報告）

第 19 条　助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書兼助成金交付請求書（第 11 号様式）その他の別表第２に掲げる書類を公社に提出することにより、助成事業の実績を報告しなければならない。

2　前項の規定による提出は、助成事業が完了した日（助成対象設備の設置に係る工事完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日のことをいう。）から 30 日又は別表第３に定める日までのい

ずれか早い日までに行わなければならない。

3　第１項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

4　公社は、第１項の書類に不備がある場合、助成事業者に修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに助成事業者が当該不備の修正を行わないときは、公社は交付決定を取り消すことができる。

（助成金額の確定及び交付）

第 20 条　公社は、前条第１項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第９条第１項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し助成金額確定通知書（第 12 号様式）により通知する。

ただし、区市町村等と共同して交付申請を行う事業者は、当該区市町村等に遺漏なく提出すること。

2　前項の規定により確定する本助成金の額は、第９条第２項の交付決定通知書に記載した交付決定額（第 16 条第 1 項の規定により助成事業計画変更の届出をしている場合は、変更された後の額）と、前条第１項により報告があった助成金の実績報告額のいずれか低い額とする。ただし、第 9 条第 3 項に規定する助成事業者が、交付した助成金を基金等に繰り入れ、収益が発生した場合、当該収益分を本助成金の額から控除するものとする。

3　公社は、第１項の助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとする。ただし、交付要綱第 9 条第 3 項で、助成金交付請求書を受理し、公社が認めた場合に限り、本助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 21 条　公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第９条第１項に規定する本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一　偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。

二　本助成金を他の用途に使用したとき。

三　本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四　交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五　その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2　前項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により通知するものとする。ただし、助成事業者に対して通知が到達しない場合（転居先不明等）は、到達したものとみなす。

3　第１項の規定は、助成金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用するものとする。
4　公社は、助成事業者が第１項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該助成事業者の名称、代表者の氏名及び取消しの理由を公表することができる。

（不正手続き等に対する措置）
第 22 条　公社は、助成事業者が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成事業者に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、助成事業者から業務を受託した者等の関係者（以下「関係者」という。）が不正手続き等を行ったときは、当該助成事業者が関係者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。
一　第９条第２項の規定による本助成金の不交付の決定、第 21 条第１項の規定による交付決定の取消し、次条第１項の規定による本助成金の返還の請求及び第 24 条第１項の規定による違約加算金の納付の請求
二　公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象事業者の対象外とすること。
三　名称、代表者の氏名及び不正内容を公表すること。

（返還）
第 23 条　公社は、第 14 条、第 15 条若しくは第 21 条第１項の規定による取消しまたは第 18 条第２項の規定による中止若しくは廃止の届出を行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第 14 号様式）により期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
2　公社は、第 20 条第１項の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成金返還請求通知書（第 14 号様式）により期限を付して、その返還を命ずるものとする。
3　助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還しなければならない。
4　前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 15 号様式）を提出しなければならない。
5　前項の規定は、次条第１項の規定による違約加算金及び第 25 条第１項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）
第 24 条　公社は、第 21 条第１項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第１項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日か

ら納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2　助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 25 条　公社は、助成事業者に対し、第 23 条第１項又は第２項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2　助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 26 条　公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の管理及び処分）

第 27 条　助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

一　取得財産等については、別表第４に掲げる処分制限期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ることとし、処分をしてはならない。

二　処分制限期間に、助成対象設備の譲渡等（第六号に規定する処分を除く。）により取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱に規定する「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

三　前号の承認を受けようとするときは、助成事業者及び当該変更後所有者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 16 号様式）を公社に提出しなければならない。

四　公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。

五　公社は、前号の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、所有者変更承認通知書（第 17 号様式）により通知するものとする。

六　取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が１件当たり 50 万円以上のものの処分をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 18 号様式）により公社の承認を受けること。ただし、処分制限期間を経過した場合及び天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

２　公社は、前項第六号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、必要に応じて助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年４月１日付 26 都環公総地第６号）第３　２に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 19 号様式）により請求するものとする。

３　前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

４　公社は、第１項第六号の規定により取得財産等処分承認申請書による申請を受けたときは、当該申請に対する処分を承認し、速やかに財産等処分承認通知書（第 20 号様式）により通知するものとする。ただし、第２項の規定により算出金を請求する場合は、当該処分の承認及び通知は算出金が納付された後に行う。

（事業の経理）

第 28 条　助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

２　前項の書類について、第 19 条第１項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から５年間保存しておかなければならない。

（調査等）

第 29 条　公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

２　助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第 30 条　公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（個人情報等の取扱い）

第 31 条　公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報、企業活動上の情報及び申請者書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

一　本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行

二　公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合

三　国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認

四　助成金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画

五　東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用

六　東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供

2　公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。

3　助成事業者等は、交付申請に当たり、第１項から第２項までに定める個人情報等の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（第２号様式）により同意するものとする。

4　本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」により同意するものとする。

5　公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 32 条　本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による通知等）

第 33 条　本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和５年 11 月 24 日付５都環公総総第 569 号）第３条第２項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達

したものとみなす。

3　通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等をすることが規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

（その他）

第34条　この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2　この要綱から明確に判断できない事項や解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

3　本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、この要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和８年９月 10 日付８都環公地温第 4411 号）

この要綱は、令和８年９月 10 日から施行する。

別表第１　交付申請に必要な提出書類（第８条関係）

○：提出必須　△：該当する場合提出

No.	提出書類	書類名	提出有無	備考
1	助成金交付申請書	第１号様式	○	
2	助成対象事業経費内訳書	第１号様式 別紙	○	
3	誓約書	第２号様式	○	
4	事業実施計画書	第３号様式	○	
5	助成対象設備の JC-STAR 取得情報	第３号様式 別紙	△	系統に接続する発電設備の場合は提出のこと。
6	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し		△	個人事業主の場合は税務署へ提出した個人事業の開業届の写し
7	見積書		△	区市町村等と共同して交付申請を行う事業者は提出すること。
8	工事内訳書（設計内訳書）		△	区市町村等は提出すること。
9	契約書		△	工事契約後に交付申請する場合は、提出すること。
10	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠		△	助成対象経費の中に助成対象事業者等の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
11	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）		△	事業実施計画書に仕様が確認できる URL を記載している場合は提出不要。
12	システム図		○	
13	単線結線図		○	
14	機器配置図		○	
15	対象施設等で必要とされる電力量の計算根拠		○	直近１か月分の電力明細
16	Air ソーラーから供給される発電量の計算根拠		○	発電シミュレーション結果等（自家消費率も併せて記載すること）
17	実施要綱第４（１）アを満たすことがわかる資料		○	HP の画面キャプチャ等
18	リース契約、PPA 契約関係資料等（案）		△	契約料金から助成金相当分が減額されていることが分かる資料を提出すること。
19	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等（写し）		△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
20	電子データ一式		○	
21	その他交付申請に必要な書類		△	

別表第２　実績報告時に必要な提出書類（第 19 条関係）

○：提出必須　△：該当する場合提出

No.	提出書類	書類名	提出有無	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第 11 号様式	○	
2	助成対象事業経費内訳書	第 11 号様式 別紙	○	
3	システム図		○	
4	単線結線図		○	
5	機器配置図		○	
6	銘鈑写真		○	同一型式の機器は代表となるものを 1 枚提出のこと。
7	工事後写真		○	設置前後が確認できるもの及び数量が突合できる写真を提出すること。
8	契約書（写し）		○	注文書(写し)及び注文請書(写し）の組合せでも可。
9	請求書（写し）		○	
10	支払いが完了したことが分かる書類		○	支払いの事実が確認できる書類（支出命令書等）
11	保証書又は出荷証明書（写し）		○	納品日、設置先住所、型式、製造番号､数量等がわかるものを提出すること。
12	試運転結果報告書		○	
13	電力会社との協議内容がわかる資料		△	系統に接続する発電設備の場合は提出のこと。
14	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等（写し）		△	･国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ･実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
15	リース契約、PPA 契約関係資料等（写し）		△	契約料金から助成金相当分が減額されていることが分かる資料を提出すること。
16	Air ソーラーの取組内容が公表されていることがわかる情報発信資料		○	都と連携したことがわかる資料を提出すること
17	振込口座が確認できる資料		○	
18	電子データ一式		○	
19	その他公社が必要と認める書類		△	

別表第３　実績報告書兼助成金交付請求書提出期限（第 19 条関係）

提出期限
交付申請をした翌年度 11 月末日 17 時

別表第４　処分制限期間（第 27 条関係）

期間
5年